

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	平成30年04月01日	「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」事業実施に係る業務委託契約	14,300,000	文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	平成30年04月01日	「ようこそ和の空間 伝統公演とくべつ授業」事業実施に係る業務委託契約	11,400,000	文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003	平成30年05月02日	「文化芸術による共生社会実現のための基盤づくり事業」実施に係る業務委託	8,000,000	文化芸術企画課	東山アーティスト・プレイスメント・サービス実行委員会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004	平成30年06月08日	「円山コンサート」企画・運営業務	17,330,000	文化芸術企画課	株式会社アクティブケイ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005	平成30年07月03日	「KYOTOGRAPHIE京都国際写真祭 秋季特別展 明治150年記念フランス国立ギメ東洋美術館 明治 写真コレクション展」企画運営業務委託費	5,000,000	文化芸術企画課	一般社団法人KYOTOGRAPHIE	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
006	平成30年07月31日	京都市東部文化会館整備工事 ただし、創造活動室調光設備改修工事	6,480,000	文化芸術企画課	パナソニックESエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
007	平成30年08月07日	東部文化会館舞台調光操作卓更新	24,300,000	文化芸術企画課	パナソニックESエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
008	平成30年08月13日	京都コンサートホールの機能維持・長寿命化に向けた改修・整備計画作成業務委託	9,990,000	文化芸術企画課	株式会社NTTファシリティーズ・株式会社総合設備コンサルタント共同体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009	平成30年09月18日	西文化会館ウエスティ舞台照明設備ケーブル改修工事	5,238,000	文化芸術企画課	パナソニックESエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010	平成30年09月27日	右京ふれあい文化会館舞台吊物機構設備改修工事	10,476,000	文化芸術企画課	三精テクノロジー株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
011	平成30年09月27日	西文化会館ウエスティ舞台吊物機構設備改修工事	3,942,000	文化芸術企画課	三精テクノロジー株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
012	平成30年04月01日	国有文化財及び名勝雙ヶ岡等管理委託料	40,637,496	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
013	平成30年04月01日	平成30年度重要遺跡出土文化財整理業務委託について	10,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
014	平成30年04月01日	平成30年度出土遺物の保管管理業務等の委託について	69,485,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
015	平成30年04月01日	平成30年度埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務委託について	30,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
016	平成30年07月13日	文化財説明板多言語化事業委託業務	5,600,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	株式会社JTBコミュニケーションデザイン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
017	平成30年07月27日	世界遺産「古都京都の文化財」包括的保存管理計画策定に向けての予備調査業務	18,360,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	株式会社ブレック研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	平成30年09月01日	京都市美術館リニューアル準備業務委託	61,000,000	文化市民局美術館総務課	株式会社長谷ビル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
019	平成30年04月01日	京都市美術館における常駐警備及び巡回警備等業務委託について	10,564,560	文化市民局美術館総務課	日本バナユース株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020	平成30年05月07日	京都市美術館におけるサイン設計等業務委託	20,998,440	文化市民局美術館総務課	青木淳・西澤徹夫設計共同体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
021	平成30年05月17日	京都市美術館再整備事業記録映像作成業務	5,950,800	文化市民局美術館総務課	いわしや岸本医科産業株式会社 ウーファーアートドキュメンタリー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
022	平成30年04月01日	京都市動物園出札改札案内業務の委託料として	30,964,464	文化市民局動物園総務課	株式会社ワン・ワールド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
023	平成30年04月01日	平成30年度京都市動物園植栽管理業務委託	9,720,000	文化市民局動物園総務課	植彌加藤造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
024	平成30年04月01日	平成30年度元離宮二条城出改札案内等業務委託	(当初) 94,980,864円 (変更後) 95,164,593円	元離宮二条城事務所	株式会社ワン・ワールド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
025	平成30年04月01日	二条城警備業務	380,409,110	元離宮二条城事務所	セコム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	平成30年04月01日	平成30年度二条城清掃業務	25,498,800	元離宮二条城事務所	イオンディライト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
027	平成30年04月03日	二の丸御殿障壁画模写委託(平成30年度)	23,980,000	元離宮二条城事務所	有限会社川面美術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
028	平成30年04月18日	平成30年度文化財関係国庫補助特殊事業(二之丸御殿障壁画保存修理)業務	78,097,000	元離宮二条城事務所	一般社団法人国宝修理装演師連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
029	平成30年04月01日	平成30年度世界遺産二条城庭園他維持管理業務委託	77,997,600	元離宮二条城事務所	樋口造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
030	平成30年05月15日	史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画策定業務	14,698,800	元離宮二条城事務所	株式会社ブレック研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
031	平成30年09月13日	元離宮二条城ウェブサイト作成等業務	5,292,000	元離宮二条城事務所	株式会社大洋堂	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
032	平成30年07月03日	「二条城公式ガイドブック」制作業務	10,800,000	元離宮二条城事務所	株式会社リーフ・パブリケーションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
033	平成30年05月07日	「世界遺産・二条城ウエディング」企画運営業務	予定 総額 49,800,000	元離宮二条城事務所	株式会社タガヤ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
034	平成30年04月01日	区役所・支所の構内電話設備の保守管理業務	9,737,320	文化市民局地域自治 推進室	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
035	平成30年04月01日	市民窓口システムハードウェア及びプログラムプロダクト保守	8,553,600	文化市民局地域自治 推進室	市民窓口システムハードウェア 及びプログラムプロダクト保守 コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
036	平成30年04月01日	戸籍システム 運用保守業務委託	14,580,000	文化市民局地域自治 推進室	戸籍システム 運用保守業務委 託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
037	平成30年04月01日	戸籍システム パッケージ保守	25,437,240	文化市民局地域自治 推進室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
038	平成30年04月01日	戸籍システム サポートセンター業務委託	6,318,000	文化市民局地域自治 推進室	戸籍システム サポートセン ター業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
039	平成30年04月01日	市民しんぶん等配布委託	予定 総額 9,723,499	文化市民局 地域自治推進室	株式会社デリバリーサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
040	平成30年04月01日	京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」における人権啓発事業等実 施業務委託	7,253,000	文化市民局くらし安全 推進部人権文化推 進課	特定非営利活動法人 くらし ネット21	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
041	平成30年04月01日	京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」における人権啓発事業 等実施業務委託	7,171,000	文化市民局くらし安全 推進部人権文化推 進課	特定非営利活動法人 崇仁まち づくりの会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
042	平成30年04月01日	平成30年度消費生活総合センター事務室賃借料	27,970,272	文化市民局くらし安全 推進部消費生活総 合センター	大阪ガス都市開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
043	平成30年04月01日	平成30年度京都市民法律相談事業委託	26,855,820	文化市民局くらし安全 推進部消費生活総 合センター	京都弁護士会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
044	平成30年05月11日	京都アクアリーナメインプール水深調整設備点検整備	10,260,000	文化市民局市民ス ポーツ振興室	三菱重工機械システム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
045	平成30年08月01日	京都アクアリーナメインプール系統ろ過設備点検整備	29,916,000	文化市民局市民ス ポーツ振興室	株式会社水処理管理センター	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
046	平成30年08月10日	京都アクアリーナメインプールタッチプレート点検整備	7,253,280	文化市民局市民ス ポーツ振興室	セイコータイムシステム株式会 社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
047	平成30年08月28日	京都アクアリーナ飛込プール系統ろ過設備等点検整備	16,416,000	文化市民局市民ス ポーツ振興室	株式会社水処理管理センター	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
048	平成30年05月18日	宇治川公園堆積土搬出業務委託	8,980,200	文化市民局市民ス ポーツ振興室	株式会社玉井造園	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
049	平成30年06月12日	西京極総合運動公園1号ポンプ更新業務委託	9,520,200	文化市民局市民スポーツ振興室	明和管工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
050	平成30年07月23日	京都市公園施設(運動施設等)長寿命化計画策定業務委託	44,820,000	文化市民局市民スポーツ振興室	応用技術株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
051	平成30年04月01日	京都市ドメスティック・バイオレンス(DV)相談支援センターの業務委託	40,000,000	文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課	社会福祉法人宏量福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」事業実施に係る業務委託契約
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏町546番地の2 京都芸術センター内
公益財団法人京都市芸術文化協会
- 6 契約金額（税込み）
14,300,000円
- 7 契約内容
市内の小・中・総合支援学校，幼稚園，保育所（園），児童館等を対象とし文化芸術に関わるワークショップ（講話や実技指導等）の実施に係る業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は，伝統芸能や茶道，華道，演劇，ダンスなどの分野において京都で活躍する優れた芸術家の方々に講師を依頼するとともに，市教育委員会，子ども若者はぐくみ局等との緊密な連絡調整のもと，市内の小・中学校，総合支援学校や幼稚園，保育所（園），児童館等の希望に応じて，内容・日程等の調整を行い，これらの芸術家を派遣して，文化芸術に関わるワークショップ（講話や実技指導等）を実施するものである。
従って，本事業を進めるに当たって，企画，運営において特に必要な能力としては，京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し，また，その情報を活用することにより事業趣旨を理解したうえで，派遣する芸術家候補の適切な選定を行うことが求められる。
公益財団法人京都市芸術文化協会は，「夏休み芸術体験教室」（本市との共催事業）をはじめとする子どもを対象とした各種文化事業の実施等により，従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。
また，同団体は，280の個人，団体のさまざまな分野の芸術家，芸術団体により構成されており，情報の蓄積が豊富であるとともに，構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会をおいてほかにない。
なお，同団体が有する当該芸術家，団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は，派

遣する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかにはないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「ようこそ和の空間 伝統公演とくべつ授業」事業実施に係る業務委託契約
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏町546番地の2 京都芸術センター内
公益財団法人京都市芸術文化協会
- 6 契約金額（税込み）
11,400,000円
- 7 契約内容
市内の中学生を対象とした伝統芸能の公演鑑賞事業の実施に係る業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、伝統的な文化芸術（能、狂言、邦舞、邦楽など）の分野において京都で活躍する優れた芸術家の方々に出演を依頼するとともに、市教育委員会との緊密な連絡調整のもと、伝統的な文化芸術に関わる公演鑑賞事業を実施するものである。

従って、本事業を進めるに当たって、企画、運営において特に必要な能力としては、京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し、また、その情報を活用することにより事業趣旨を理解したうえで、出演する芸術家候補の適切な選定を行うことが求められる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、「ようこそアーティスト文化芸術とくべつ授業」の受託者であり、また「夏休み芸術体験教室」（本市との共催事業）をはじめとする子どもを対象とした各種文化事業の実施等により、従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。

また、同団体は、280の個人、団体のさまざまな分野の芸術家、芸術団体により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会をおいてほかにない。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、出演する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかにないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「文化芸術による共生社会実現のための基盤づくり事業」実施に係る業務委託契約
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
平成30年5月2日
- 4 履行期間
平成30年5月2日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区大和太路通五条上る山崎町339番地
東山アーティスト・プレイスメント・サービス実行委員会
- 6 契約金額（税込み）
8,000,000円
- 7 契約内容
 - (1) 文化芸術による社会包摂について相談するための窓口の開設準備
 - (2) 芸術家や福祉現場等に文化芸術による社会包摂の事例や効果を伝えるための普及・啓発講座の実施
 - (3) 文化芸術による社会包摂に関する他都市・市内の事例調査
 - (4) 文化芸術による社会包摂の先進モデルとなる事業の企画・実施
 - (5) 文化芸術と社会課題をコーディネートする人材を育成するための施策の企画・検討
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、文化芸術の力で社会的課題の緩和・解決に取り組む多くの活動事例を踏まえ、文化芸術と社会課題をつなぎ、コーディネートするための人材育成や、文化芸術の取組に着手しようとする際の相談窓口の設置準備など、文化芸術による共生社会実現のための基盤づくりに取り組み、今後の本格的な事業展開につなげていくことを目的に実施するものである。

本事業を進めるに当たっては、社会包摂型アートに関する知識や、本事業の趣旨を十分に踏まえた効果的なモデル事業の企画力や調査力など、契約の相手方のノウハウや経験、考え方によって大きく結果が異なるため、価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、各候補者の業務内容や過去の実績、取組体制等を比較して最も優れた者を決定するため、各候補者に提案を求めるプロポーザル方式により選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。受託候補者選定委員会において、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、最高評価であったこと等から委託契約先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「円山コンサート」企画・運営業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

平成30年6月8日

4 履行期間

平成30年6月8日から平成31年2月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区車屋町通竹屋町上る砂金町403 田丸産業ビル4階
株式会社アクティブケイ

6 契約金額（税込み）

17,330,000円

7 契約内容

市民をはじめ多くの方々に秋の野外コンサートを満喫していただくために実施する、「円山コンサート」の企画や運営に係る業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、昭和2年に開堂し、多くのアーティストの活躍を支えてきた円山公園音楽堂を舞台に、京都ならではの文化イベントを展開し、市民をはじめ全国からの観客を迎え、国内外に京都の文化力を発信するために開催するものである。

本事業を進めるに当たっては、アーティストとの折衝や会場の舞台設営、来場者や周辺住民への対応をはじめ、専門的知識及び特別な技術を必要とすることが多く、契約の相手方のノウハウや経験等により事業の成果が大きく異なるため、価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適していない。

以上のことから、契約の相手方の業務内容や過去の実績、取組体制等を比較して最も優れた者を決定するため、各候補者に提案を求めるプロポーザル方式により選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。受託候補者選定委員会において、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、最高評価であったこと等から委託契約先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「KYOTOGRAPHIE京都国際写真祭 秋季特別展 明治150年記念フランス国立ギメ東洋美術館 明治 写真コレクション展」企画運營業務委託費
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
平成30年7月3日
- 4 履行期間
平成30年7月3日から平成30年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区相国寺門前町670番地10
一般社団法人 KYOTOGRAPHIE
- 6 契約金額（税込み）
5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- 7 契約内容
以下の実施に必要な「折衝」、「企画・構成立案」、「運営」、「デザインの作成」等一式
(1) 写真借用に関する事
(2) 写真パネルの展示企画に関する事
(3) 維持管理に関する事
(4) 撤去及び原状回復に関する事
(5) 写真展の広報に関する事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該委託事業は、明治150年を記念して、フランス国立ギメ東洋美術館が所蔵する幕末から明治期の日本で撮影された貴重な写真コレクションをまちなかの明治ゆかりの名所で展示する業務を委託するものである。
当該事業の実施に当たっては、展示写真の貸出折衝のため、フランス国立ギメ東洋美術館と密接な関係を持ち、かつ写真展の開催に関する効果的な展示手法等のノウハウ及び実績を持つ業者と契約する必要がある。
以上の理由から、当該委託契約の内容及び性質が競争入札に適さないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結することとする。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

一般社団法人KYOTOGRAPHIEは、これまでの国際写真祭の開催を通じて、海外の写真関係者とネットワークを構築しているが、とりわけ同団体代表者がフランス出身であるため、その人脈をもとにフランス国立ギメ東洋美術館所蔵作品の展示会を平成27年から3度開催するなど、同館所蔵写真に関する多くの知識を有すると同時に、同館との密接な関係を構築している。

また、同団体は、京都を舞台に、日本で数少ない国際的な写真祭「KYOTOGRAPHIE 京都国際写真祭」を平成25年から毎年開催している。同写真展では、国内外の写真家の貴重な作品を、趣のある歴史的建造物や近現代建築の空間等で展示し、これまでに約56万人の来場を記録しており、同団体は、写真展の開催に関して効果的な展示手法等のノウハウ及び実績を持っている。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同団体においてほかになく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一般社団法人KYOTOGRAPHIEと委託契約を締結するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市東部文化会館整備工事 ただし、創造活動室調光設備改修工事
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
平成30年7月31日
- 4 履行期間
着工命令の日から4箇月以内
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区城見2丁目1番61号
パナソニックESエンジニアリング株式会社 近畿支店
- 6 契約金額（税込み）
金6,480,000円
- 7 契約内容
調光設備の改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は調光盤のみを改修し、他の機器は既設のものを流用するため、調光盤の改修後、調光設備の再構築を行う必要がある。調光設備の仕様を把握し、その再構築が可能であるのは製造者のみである。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

積 算 内 訳 書

事業年度	平成30年度
工事場所	京都市山科区柳辻西浦町1番地の8
工事名	京都市東部文化会館整備工事 ただし、創造活動室調光設備改修工事
工期	着工命令の日から4箇月以内
事業課名	文化芸術企画課

京都市 文化市民局

工 事 概 要

調光盤及び付属機器を更新する。

施 工 理 由

調光設備は経年劣化により，調光盤等が劣化しており，安全に利用できるように
調光盤等の更新を行う必要があるため。

		設 計 額
工 事 費		6,480,000
内 訳	工 事 価 格	6,000,000
	消 費 税 相 当 額	480,000
支 給 品 費		0

京都市 文化市民局

京都市

積算内訳書

工事名	京都市東部文化会館整備工事 ただし、創造活動室調光設備改修工事			
名称	数量	単位	金額	備考
調光盤	1	面	4,175,000	入力電源：1Φ3W AC210/105 60Hz 主観ブレーカ：MCCB3P225AF/150AT 調光ユニット：IL100V20A×12台 IL100V16A×4台 直出力ブレーカ：MCCB2P50AF/20AT×3台 MCCB2P50AF/20AT×1台 制御回路：制御CPU×1式 負荷切替押釦×1式 負荷切替押釦×1式（電磁接触器×6） 調光盤側面コネクタプレート（電源+DMX） チャンネルベース（H=100） 形状：壁据置型
調光操作卓用コネクタ	1	台	60,000	DMX512信号入力用コネクタ×1式
壁リモコン	1	台	40,000	操作電源スイッチ×1組 シングルフェーダ×1本 取付用プレート
ウォールコンセント	1	台	35,000	接地付並行15A抜止ダブルコンセント×1ケ口 T型20Aコンセント×2ケ口
調光設備取付工事費	1	式	710,000	
システム調整費	1	式	120,000	
既設撤去費	1	式	150,000	
搬入据付費	1	式	250,000	
諸経費	1	式	460,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
東部文化会館舞台調光操作卓更新
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
平成30年8月7日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から平成30年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区城見2丁目1番61号
パナソニックESエンジニアリング株式会社 近畿支店
- 6 契約金額（税込み）
金24,300,000円
- 7 契約内容
舞台調光操作卓の更新
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は調光操作卓のみを更新し、他の機器は既設のものを流用するため、調光操作卓の更新後、調光設備の再構築を行う必要がある。調光設備の仕様を把握し、その再構築が可能であるのは製造者のみである。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都コンサートホールの機能維持・長寿命化に向けた改修・整備計画作成業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
平成30年8月13日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から平成31年3月5日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市西区土佐堀1丁目4番14号
株式会社N T T ファシリティーズ・株式会社総合設備コンサルタント共同体
代表者 株式会社N T T ファシリティーズ 関西事業本部
- 6 契約金額（税込み）
金9,990,000円
- 7 契約内容
施設としての機能維持・長寿命化に向けた改修・整備計画の作成
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都コンサートホールの機能維持・長寿命化に向けた改修・整備計画の作成に当たって、価格だけでなく、過去の実績や実施体制等を比較して、最適な事業者を選定する必要があることから、プロポーザルを実施し、それにより選定された事業者と契約するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西文化会館ウエスティ舞台照明設備ケーブル改修工事
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
平成30年9月18日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から平成31年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区城見2丁目1番61号
パナソニックESエンジニアリング株式会社 近畿支店
- 6 契約金額（税込み）
金5,238,000円
- 7 契約内容
舞台照明設備に使用されるケーブルの更新
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件はフライダクトケーブルのみを改修し、他の機器は既設のものを流用するため、改修後に調光設備の再構築を行う必要がある。調光設備の仕様を把握し、再構築が可能であるのは製造者のみである。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

積 算 内 訳 書

事 業 年 度	平成30年度
工 事 場 所	京都市西京区上桂森下町31番地の1
工 事 名	西文化会館ウエスティ舞台照明設備ケーブル改修工事
工 期	契約の日の翌日から平成31年1月31日まで
事 業 課 名	文化芸術企画課

京都市 文化市民局

工 事 概 要

ホール用照明設備であるサスペンションライト（1～3）のフライダクトケーブルを更新する。

施 工 理 由

上記ケーブルは経年劣化により、ケーブル内の素線切れが発生している可能性があり、安全に利用できる
ようにケーブルの更新を行う必要があるため。

		設 計 額
工 事 費		5,238,000
内 訳	工 事 価 格	4,850,000
	消 費 税 相 当 額	388,000
支 給 品 費		0

京都市 文化市民局

京都市

積算内訳書

工事名	西文化会館ウエスティ舞台照明設備ケーブル改修工事				
名称	数量	単位	金額	備考	
舞台照明用フライダクトケーブル (タグリ用：9本)	1	式	3,060,000		
既設ケーブル撤去費	1	式	380,000		
新設ケーブル取付費	1	式	580,000		
ケーブル調整費	1	式	210,000		
運搬搬入費	1	式	120,000		
消耗品・雑費	1	式	57,000		
諸経費 (産業廃棄物処理費用含む)	1	式	443,000		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
右京ふれあい文化会館舞台吊物機構設備改修工事
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
平成30年9月27日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から平成31年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原四丁目3番29号
三精テクノロジーズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金10,476,000円
- 7 契約内容
舞台吊物機構設備の改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は消耗部品のみを改修し、他の機器は既設のものを流用するため、改修後に舞台吊物機構設備の再構築を行う必要がある。舞台吊物機構設備の仕様を把握し、再構築が可能であるのは製造者のみである。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

積 算 内 訳 書

事 業 年 度	平成30年度
工 事 場 所	京都市右京区太秦安井西裏町11番地の6
工 事 名	右京ふれあい文化会館舞台吊物機構設備改修工事
工 期	契約の日の翌日から平成31年2月28日まで
事 業 課 名	文化芸術企画課

京都市 文化市民局

工 事 概 要

舞台吊物機構設備の消耗部品を更新する。

施 工 理 由

舞台吊物機構設備は経年劣化により、消耗部品が劣化しており、安全に利用できるように
部品の更新を行う必要があるため。

		設 計 額
工 事 費		10,476,000
内 訳	工 事 価 格	9,700,000
	消 費 税 相 当 額	776,000
支 給 品 費		0

京都市 文化市民局

京都市

積算内訳書

工事名	右京ふれあい文化会館舞台吊物機構設備改修工事				
名称	数量	単位	金額	備考	
Vベルト	52	本	62,400		
ブレーキライニング	16	対	752,000		
ブレーキ電源	17	台	1,088,000		
ブレーキ電源 (天反1・2変角用)	2	台	40,000		
ワイヤーロープ φ4.0メッキ	537	m	241,650		
ワイヤーロープ φ6.0	1,844	m	1,106,400		
ワイヤーロープ φ8.0	243	m	194,400		
ワイヤーロープ φ9.0	456	m	410,400		
ワイヤーロープ φ10.0	440	m	440,000		
ワイヤーロープ φ12.5	8	本	158,400		
雑材消耗品費	1	式	90,000		
機材運搬・交通費	1	式	170,000		
仮設・養生費	1	式	180,000		
廃材処理費 (廃油処理費含む)	1	式	70,000		
取替工事費 (調整費含む)	1	式	3,360,000		
検査費	1	式	120,000		
諸経費	1	式	1,216,350		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西文化会館ウエスティ舞台吊物機構設備改修工事
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
平成30年9月27日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から平成30年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原四丁目3番29号
三精テクノロジーズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金3,942,000円
- 7 契約内容
舞台吊物機構設備の改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は消耗部品のみを改修し、他の機器は既設のものを流用するため、改修後に舞台吊物機構設備の再構築を行う必要がある。舞台吊物機構設備の仕様を把握し、再構築が可能であるのは製造者のみである。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

積 算 内 訳 書

事業年度	平成30年度
工事場所	京都市西京区上桂森下町31番地の1
工事名	西文化会館ウエスティ舞台吊物機構設備改修工事
工期	契約の日の翌日から平成30年12月28日まで
事業課名	文化芸術企画課

京都市 文化市民局

工 事 概 要

舞台吊物機構設備の消耗部品を更新する。

施 工 理 由

舞台吊物機構設備は経年劣化により，消耗部品が劣化しており，安全に利用できるように
部品の更新を行う必要があるため。

		設 計 額
工 事 費		3,942,000
内 訳	工 事 価 格	3,650,000
	消 費 税 相 当 額	292,000
支 給 品 費		0

京都市 文化市民局

京都市

積算内訳書

工事名	西文化会館ウエスティ舞台吊物機構設備改修工事			
名称	数量	単位	金額	備考
ブレーキライニング	8	対	376,000	
ブレーキ電源	8	台	512,000	
Vベルト	21	本	25,200	
ワイヤーロープ φ3.0メッキ	40	m	16,000	
ワイヤーロープ φ4.0	44	m	17,600	
ワイヤーロープ φ4.0メッキ	570	m	256,500	
ワイヤーロープ φ6.0	225	m	135,000	
ギヤオイル	37	L	22,200	
雑材消耗品費	1	式	41,000	
機材運搬・交通費	1	式	100,000	
仮設・養生費	1	式	113,000	
廃材処理費（廃油処理費含む）	1	式	70,000	
取替工事費（調整費含む）	1	式	1,380,000	
検査費	1	式	120,000	
諸経費	1	式	465,500	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国有文化財及び名勝雙ヶ岡等管理委託料
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
40,637,496円
- 7 契約内容
雙ヶ岡や西寺跡等，本市が管理する史跡・名勝について適切な維持管理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
特定の1社でなければ提供できない役務に係る契約であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市内に数多く点在する史跡等について良好な維持管理を行うには，一般の樹木等の管理業務に加えて，災害時の緊急措置に対応できる史跡等に関する専門的知識及び文化財の保護に関する専門技術を有している必要があり，京都市埋蔵文化財研究所がこの要件を満たしているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度重要遺跡出土文化財整理業務委託について
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
10,000,000円
- 7 契約内容
市内の遺跡出土品のうち、顕著な成果のあった遺跡や重要遺跡等からの出土品を重要度によって選別し、将来的に市民が活用できるように整理する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
遺跡の成果・内容の把握や出土品の選別・価値付けには京都の歴史と考古学の専門知識と技術及びこれに対する実績が不可欠なため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所は、京都市が文化財行政の制度を整えた当初から約40年間にわたり京都市内の発掘調査に携わっており、京都市の歴史と発掘調査について深い知識と技術の蓄積がある。また、遺物の時期決定に不可欠な平安京の土器編年に対する著作権を有しているほか、平安京の条坊復元に関する座標データを発見・所有しており、遺跡や遺物の成果と価値付けを行う上で代替えが無い。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度出土遺物の保管管理業務等の委託について
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
69,485,000円
- 7 契約内容
市内発掘調査出土品（遺物）の遺物収蔵箱のデータベース化・保管管理及び指定文化財を含む遺物貸出や見学の多いAランク出土遺物の個体識別，データベース化と保管・管理。また，同業務遂行上必要な施設の維持・管理と人員の配置。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
遺物の管理には遺跡と発掘調査の情報が不可欠であり，京都市埋蔵文化財研究所の所有する40年にわたる発掘調査のデータベースは他に存在しない。また，これまでの実績から約8万箱ある遺物収蔵箱のデータベースと時期決定に不可欠な土器の編年研究に対する著作権を有しており代替えが無い。
多様な遺物の中身を確認する上では，土器・木製品・金属製品などの膨大な情報を把握しておらねばならず，専門知識を持つ職員の配置が必須である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務委託について
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
30,000,000円
- 7 契約内容
京都市所有の埋蔵文化財出土遺物から国又は京都市指定文化財（美術工芸品 考古資料）に相当する出土遺物を選定し、指定に向けた資料（出土遺物の文化財的価値の評価、関連文献資料の収集と整理、分類、計測、写真撮影等）の作成。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
指定文化財の評価、発掘調査の成果把握と出土品の選別・価値付けには京都の歴史と考古学に対する幅広い専門知識及び土器実測・写真撮影などの高度な専門技術が不可欠なため。またこれまでの調査に関するデータベースと時期決定に不可欠な土器編年研究の著作権を有しており代替えが無い。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
文化財説明板多言語化事業委託業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
平成30年7月13日
- 4 履行期間
契約の日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区久太郎町2-1-25 JTBビル6階
株式会社JTBコミュニケーションデザイン
- 6 契約金額（税込み）
5,600,000円
- 7 契約内容
京都市内に所在する文化財説明板の多言語化のため、翻訳、Uni-Voiceコードの生成等を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件契約は、本市で文化財の指定及び登録を行った文化財の説明板の多言語化事業に係るものであり、専用のアプリをインストールしたスマートフォンなどの携帯端末を用いて、Uni-Voice（ユニボイス）と呼ばれる翻訳文章を格納したコードを読み込むことにより、翻訳した説明文をスマートフォン上に表示及び読み上げを行うものである。
日本国内のWi-Fi環境は海外に比べ整備されておらず、訪日旅行者の不満項目の上位にも「無料Wi-Fi環境」が挙がっている。特に文化財所在地はWi-Fiやその他通信環境の圏外である場合も多く、通信環境を必要とするQRコードでは、サービスを利用できないケースが想定される。今回使用するUni-Voiceコードは、非通信環境でも利用することができる唯一のサービスであり、訪日旅行者に、より文化財に対する理解を深めていただく機会の提供を可能とするものである。また、専用アプリでコードの読み取りを行うことで、音声読み上げとテキスト表示が可能であり、省スペースで多くの情報を発信することが可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号

10 契約の相手方の選定理由

Uni-Voiceコードを活用した翻訳・コード生成のサービス「OMOTENASHI翻訳」はUni-Voiceコードの特許権を持つ、Uni-Voice事業企画（株）が（株）JTBコミュニケーションデザインに独占販売権を与えていることから京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2（1）イ（ア）に該当するため、（株）JTBコミュニケーションデザインを委託先業者として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
世界遺産「古都京都の文化財」包括的保存管理計画策定に向けての予備調査業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
平成30年7月27日
- 4 履行期間
平成30年7月27日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市西区靱本町一丁目14番15号
株式会社プレック研究所 大阪事務所
- 6 契約金額（税込み）
18,360,000円
- 7 契約内容
世界遺産「古都京都の文化財」の包括的保存管理計画策定に先立つ予備調査
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
包括的保存管理計画は、最終的にユネスコ世界遺産委員会へ提出するため、本業務は、世界遺産の制度や実務についての専門的な知識や、世界遺産委員会の議論や決議など最新情勢の知識を有する業者に委託する必要がある。そこで委託候補者を選定するための公募型プロポーザルを行った結果、1社から応募があり、選定委員会による評価を経て契約したものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市美術館リニューアル準備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
平成30年9月1日
- 4 履行期間
契約の日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通蛸薬師下ル手洗水町645
株式会社長谷ビル
- 6 契約金額（税込み）
61,000,000円
- 7 契約内容
再整備後の京都市美術館において、美術館運営や展覧会企画、集客事業等において京都ならではの特色ある事業を実施するため、リニューアル準備業務を、京都市との協働により行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
リニューアル後の京都市美術館が、世界に誇れる美術館を目指すためには、運営体制について、美術館運営や展覧会企画、集客事業等に関する高度なノウハウを備えた民間のマンパワーを活用し、準備段階から、これら外部の人材を取り込んだ運営体制を構築する必要がある。本業務において、受託者は、「京都市美術館将来構想」及び「京都市美術館再整備基本計画」の趣旨を踏まえ、また、文化庁の京都移転決定の意義も十分意識し、再整備後の京都市美術館において、京都ならではの特色ある事業を実施するための人材を揃えたうえで、リニューアル準備業務を、京都市との協働により行うことが必要であり、価格以外の要素により契約相手先を選定する必要があるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とする。
契約相手先の選定に当たっては、魅力的な展覧会を行うための企画力があること、美術作家・作品に関する業界情報に精通していること、国内外から展覧会を誘致するための交渉力が見込まれることなど、企画力や業務実績にて選定するため、オープニング事業の計画や展覧会の誘致などの提案をさせるとともに、企画内容を実現できるだけの業務実績を有する人員配置などを提案させる公募型プロポーザルを実施した。ヒアリング審査の結果、最高得点評価を得たため、契約締結を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市美術館における常駐警備及び巡回警備等業務委託について
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市西区阿波座2丁目4番23号
日本パナユーズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,564,560円
- 7 契約内容
京都市美術館別館，事務所棟における常駐警備及び巡回警備等の業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当館で採用する常駐警備と機械警備の併用運用では，同一警備会社が業務を行わない場合，監視センターと現場の常駐警備隊員との連携が迅速に行えないこと，最も現場に近い常駐警備隊員が機械警備のセキュリティーシステムを解除して建物内の確認が出来ないなど，警備業務に支障が生じることから，常駐警備と機械警備を同一受託者で実施する必要がある。
そのため，機械警備契約の相手先となった日本パナユーズ株式会社を契約相手先として随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市美術館におけるサイン設計等業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
平成30年5月7日
- 4 履行期間
契約の日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区南青山6-11-8 MAK FLAT 2F
青木淳・西澤徹夫設計共同体
- 6 契約金額（税込み）
20,998,440円
- 7 契約内容
京都市美術館再整備に伴い新たに設置するサインについて、来館者の案内・誘導を円滑にするためのサイン計画の策定及び設計を行うとともに、リニューアルオープンに向けて新たに調達する備品について、トータルデザイン及び設計を行うこと、音響環境の検証及び検討を目的とする。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市美術館は昭和3年（1928年）に举行された昭和天皇即位の大礼を記念して昭和8年に開設された。現在の建物は、公立美術館としては創設当時のまま現存する国内最古の建物であり、近代建築として高く評価されている。一方、開設から80年以上が経過し、建物・設備の老朽化やスペースの不足等の理由から、平成29年度から京都市美術館再整備工事に着手している。
本業務は、京都市美術館再整備に伴い新たに設置するサインについて、来館者の案内・誘導を円滑にするためのサイン計画の策定及び設計を行うとともに、リニューアルオープンに向けて新たに調達する備品について、トータルデザイン及び設計を行うこと、音響環境の検証及び検討を目的とするものであり、京都市美術館の歴史及び再整備事業の趣旨を十分に理解し、リニューアル後の京都市美術館に調和するサイン計画等を策定、設計する必要がある。よって、価格以外の要素により契約相手先を選定する必要があるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とする。
契約相手先の選定に当たっては、企画力や業務実績にて選定するため、公募型プロポーザルを実施した。4社からの応募があり、ヒアリング審査の結果、最高得点評価を得た、青木淳・西澤徹夫設計共同体を契約の相手方として選定した。

- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
 - 上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市美術館再整備事業記録映像作成業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
平成30年5月17日
- 4 履行期間
平成30年5月17日から平成32年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区河原町通広小路下ル東桜町21
いわしや岸本医科産業株式会社 ウーファーアートドキュメンタリー
- 6 契約金額（税込み）
5,950,800円
- 7 契約内容
京都市美術館再整備工事にあたり、再整備工事の過程を詳細に映像で記録するとともに、再整備事業の意義や京都市美術館の魅力を発信するための映像を製作する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、京都市美術館再整備事業の意義や京都市美術館の魅力を発信するためのツールとして記録映像を作成するものであり、京都市美術館の歴史及び再整備事業の趣旨を十分に理解し、全体構成や演出を明確に立案した上で、コンテンツを企画する必要がある。よって、価格以外の要素により契約相手先を選定する必要がある。
そのため、公募型プロポーザルを行い、企画提案書及びプレゼンテーションをもとに、審査委員による審査を行った結果、企画、業務実績等において、いわしや岸本医科産業株式会社 ウーファーアートドキュメンタリーが最も優れた評価を得たため、同者と随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市動物園出札改札案内業務の委託料として
- 2 担当所属名
文化市民局動物園総務課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2 ブロックMビル
株式会社 ワン・ワールド
- 6 契約金額（税込み）
30,964,464円
- 7 契約内容
 - (1) 動物園正面エントランス及び東エントランスの出札（入園料の徴収及び収納事務）業務に関する事。
 - (2) 動物園正面エントランス及び東エントランスの改札業務に関する事。
 - (3) 動物園正面エントランス及び東エントランスの窓口案内業務・園内巡回業務に関する事。
 - (4) 来園者用駐輪場の整理・誘導案内業務に関する事。
 - (5) その他、上記に付随する業務に関する事。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

動物園は、年間約95万人を超える来園者が入園する、京都を代表する文化観光施設の一つである。契約の履行に当たっては、京都市民を含む多くの観光客等と日常的に接することから、当該業務においてすべての来園者が受ける印象が、動物園、岡崎地域を含め京都観光全体の評価となりうる。

また、利用者の満足度をあげ、リピーターを確保することにより収入の増加を目指すためには、単に業務を遂行するにとどまらず、接客、案内等に対して満足度の高いサービスを提供する必要がある。このため、接遇のレベルを重視して契約の相手方を選定必要があるが、接遇のレベルは、契約の相手方のノウハウ、考え方に大きく左右され、必ずしも契約価格に比例しない。加えて、更に震災や台風等の災害時には、入園者を安全かつスムーズに避難誘導させる必要があることから、これらの業務について、適切な対応が可能かどうかを判断する必要がある。

以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市動物園植栽管理業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局動物園総務課
- 3 契約締結日
平成30年04月1日
- 4 履行期間
平成30年04月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区鹿ヶ谷西寺ノ前町45
植彌加藤造園株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,720,000円
- 7 契約内容
動物園の植栽計画の立案・実施及び植栽の維持管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務については、単に植栽の剪定や伐採を実施するだけでなく、京都の森をはじめとする整備施設のコンセプトに基づいた植栽管理計画を策定し、必要な植樹等を実施することで、動物園全体の魅力向上等の得られる効果が大きく異なるため、それらのノウハウが必要となる。
加えて、動物園では来園者が増加しており、来園者の踏圧により芝生が枯死するなどの問題が発生しており、これらの問題解決に当たっては、ノウハウによって計画的な維持管理計画を策定し、実施する必要がある。
このため、契約の相手方については、契約の相手方のノウハウ、考え方が大きく結果に影響されるため、必ずしも契約価格に比例しないことから、各候補者の体制や業務内容、過去の実績等を比較して最も優れた者を決定するため、各候補者に提案を求めるプロポーザル方式により選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度元離宮二条城出改札案内等業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
(当初) 平成30年 4 月 1 日
(変更後) 平成30年 7月31日
- 4 履行期間
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2 ブロックMビル
株式会社ワン・ワールド
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 94,980,864円
(変更後) 95,164,593円
- 7 契約内容
元離宮二条城出改札案内等業務 (入城料及び観覧料等の徴収及び収納業務, 二条城案内業務, 世界遺産・二条城一口城主募金受付業務など)
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
二条城は, 世界遺産・国指定の史跡であるとともに, 入城者が年間200万人を超える京都を代表する文化観光施設である。
契約の履行に当たっては, 本業務が京都市内外の多くの観光客と毎日接するものであることから, 当該業務の従事者について観光客の受ける印象が, 二条城, ひいては京都観光における評価の大きな部分を占めることとなり, 観光客5000万人構想の実現を達成した京都市観光施策のより一層の推進にも大きな影響を及ぼすものである。したがって, 単に受託業務を遂行するにとどまらず, 観光客等への接客, 案内等に対してより満足度の高いサービスを提供することが求められる。
また, 業務の履行場所が, 国宝・二の丸御殿をはじめとする文化財建造物内及びその周辺であることから, 文化財保護のための十分な見識を有するとともに, 入城者に対する啓発や適切な案内を行う能力等が必須のものとなる。
更には, 地震や台風などの災害時には, 入城者を安全かつスムーズに避難誘導させる必要があるなど, 緊急時における適切な対応も求められる。
以上のことから, 単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず, 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため, 随意契約によることとする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。受託候補者選定委員会において、提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、評価点が高いことなどから委託契約先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
二条城警備業務
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
平成30年 4 月 1 日
- 4 履行期間
平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
セコム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
380,409,110円
- 7 契約内容
二条城警備業務（二の丸御殿等城内警備，夜間等巡回警備，機械警備など）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
二条城は，世界遺産・国指定の史跡であるとともに，入城者が年間200万人を超える京都を代表する文化観光施設である。文化庁の「文化財活用・理解促進プログラム2020」等の方針を踏まえ，文化財の次代への保護・継承を前提としつつ，MICE利用をはじめ，多様な活用，様々な事業を展開している。
約28万㎡の広大な敷地で樹木が多く，来城者が文化財に接近でき，文化財のき損，来城者の安全面でリスクや開城時からの城内潜伏が可能で，夜間出沒でのき損行為，テロ行為等のリスクがある。また，多様な活用を展開し，国内外からより多くのお客様をお迎えするに当たって，繁閑や活用方法に応じて，来城者・職員の安全確保，テロ対策，文化財保護等，高度な専門性を有した警備員による効果的・効率的な警備を行う必要がある。
以上のことから，単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため，随意契約によることとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。受託候補者選定委員会において、提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、評価点が高いことなどから委託契約先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度二条城清掃業務
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
平成30年 4 月 1 日
- 4 履行期間
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区南船場2-3-2 南船場ハートビル
イオンディライト株式会社
- 6 契約金額（税込み）
25,498,800円
- 7 契約内容
二条城建造物及び便所清掃業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
二条城は、世界遺産・国指定の史跡であるとともに、入城者が年間200万人を超える京都を代表する文化観光施設である。
そのため、文化観光施設として常に美しく保つための清掃技術や十分な人員配置に加え、国宝・二の丸御殿をはじめとする文化財に対し、常に高い意識を持って、文化財を傷めないよう丁寧な清掃を行う必要があることや、国内外から訪れる来城者に対する高いホスピタリティを持った清掃員の配置等が求められる。
以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。受託候補者選定委員会において、提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、評価点が高いことなどから委託契約先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
二の丸御殿障壁画模写委託（平成30年度）
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
平成30年 4 月 3 日
- 4 履行期間
平成30年 4 月 4 日から平成31年 3 月 31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区鳴滝本町69-2
有限会社 川面美術研究所
- 6 契約金額（税込み）
23,980,000円
- 7 契約内容
重要文化財二の丸御殿障壁画のうち、遠侍勅使之間（下段）南側壁貼付4面、長押上貼付4面、白書院南廊下西端杉板壁 1面の模写制作および、白書院南廊下東端杉板壁1面の杉戸画面制作
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
二条城の障壁画模写事業については、事業開始時に文化庁から国宝建造物である二の丸御殿に相応しい模写画との嵌め替えを行うように指導を受けたため、古色復元模写と呼ばれる特殊な技法によって行うこととなった。また、障壁画は各部屋全体にわたって描かれているため、制作技法の著しい変更は御殿に嵌め替えた時に違和感を生じるため、絵具や本紙などの原材料はもちろん模写技術の技量も同等水準を保つ必要がある。
川面美術研究所は、文化財建造物の彩色や歴史的絵画の復元に実績があり、文化財の修復技術や復元調査など模写制作に必要な特殊技能を有する技術者も所属している。また、二条城の古色復元模写に事業開始当初から携わっている画家を有し、スタッフの技術力が優秀で、古色復元模写の実績を持つ団体は川面美術研究所において他になく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、川面美術研究所と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度文化財関係国庫補助特殊事業（二之丸御殿障壁画保存修理）業務
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
平成30年 4 月 18 日
- 4 履行期間
平成30年 4 月 18 日から平成31年 3 月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町445番地日宝烏丸ビル2F1・2号
一般社団法人 国宝修理装演師連盟
- 6 契約金額（税込み）
78,097,000円
- 7 契約内容
元離宮二条城二之丸御殿障壁画保存修理（重要文化財（美術工芸品）二条城二之丸御殿障壁画954面（附62面）のうち遠侍62面の保存修理）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の履行にあたっては、当該障壁画の現状及び修理方法を熟知しているとともに、国指定文化財修理に関する十分な知識と、乾式肌上げ法と呼ばれる表具技術など高度の専門的な技術力を有していることが必要である。
また、当該障壁画は954面（附62面）という多数に及ぶが、御殿障壁画として一体のものであり、文化財としての価値を保持していくためには、適正な環境の下で一貫した修理を行う必要がある。そのためには、前年度までの修理との継続性が重要であり、年間62面という多数に及ぶ障壁画の修理を、同じ場所で同時並行的に行う必要がある。
当該委託先は、昭和34年に国指定文化財を修理していた7工房（東京1、京都5、大阪1）の代表者が参集し、装演技術の向上をはかると共にそれらに付帯する事業を行うことを目的として設立され（現在は12工房）、平成7年には文化庁から選定保存技術の保存団体として認定されている。現在134名（技師補および技師等79名・主任技師37名・技師長18名）の保存技術者を抱え、会員の技術力を高めるために修理技術者資格制度を設け、連盟の委託を受けた外部委員会が行う試験により技術者を5段階に区分するなどの技能の向上を図っている。これまでに高度な修理技術を必要とする高松塚古墳の国宝修理など、2000件以上の国指定文化財修理の実績がある。
このように高度な技術力を保持し、多数の文化財を適正な環境の下で同時並行的に修理する能力を有しているのは当該委託先の他になく、二条城二之丸御殿障壁画修理においても、平成18年度

から22年度までの5箇年にわたる文化財関係国庫補助特殊事業である第一次5箇年計画事業および平成23年度から27年度までの第二次5箇年計画の修理を委託し実施してきた。
本件については、競争入札には適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、契約の相手方として契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度世界遺産二条城庭園他維持管理業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
平成30年 4 月 1 日
- 4 履行期間
平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区七本松通中立売下ル三軒町77
樋口造園株式会社
- 6 契約金額（税込み）
77,997,600円
- 7 契約内容
二条城庭園他維持管理業務（特別名勝二条城二の丸庭園等における維持管理業務）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方の選定は、候補者の庭園に関する知識、文化財庭園における維持管理の実績、二条城の歴史的経過の把握の程度、世界遺産としてまた特別名勝として相応しい維持管理方法を提案するための見識や考察力を比較することにより行う必要がある。
以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。受託候補者選定委員会において、提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、評価点が高いことなどから委託契約先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画策定業務
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
平成30年 5 月 15 日
- 4 履行期間
平成30年 5 月 16 日から平成32年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市西区靱本町1丁目14番15号
株式会社 プレック研究所 大阪事務所
- 6 契約金額（税込み）
14,698,800円
- 7 契約内容
史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画策定業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、文化財を貴重な地域・観光資源として活用するために、保存管理計画を見直し、保存管理、活用・整備、体制の運営・整備等の総体を視野に入れた史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画として再策定するものである。二条城は国指定の史跡であるとともに、特別名勝二条城二之丸庭園を有する国内屈指の文化財である。本業務の遂行に当たっては、文化財に精通した知識を有すること、将来の活用を見据えた歴史的・文化的な広い視野をもって資料を作成する能力等が求められる。
したがって、契約の相手方の選定に当たっては、価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、各候補者の実績、取組体制、二条城に対する知識等を比較して最も優れた者を決定する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。受託候補者選定委員会において、提案者に対するヒアリングを実施し、あらか

じめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、評価点が高いことなどから委託契約先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
元離宮二条城ウェブサイト作成等業務
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
平成30年 9 月 13 日
- 4 履行期間
平成30年 9 月 14 日から平成31年 3 月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院上花田町4番地
株式会社 太洋堂
- 6 契約金額（税込み）
5, 292, 000円
- 7 契約内容
二条城ウェブサイトの作成業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
二条城は、世界遺産・国指定の史跡であるとともに、入城者が年間200万人を超える京都を代表する文化観光施設である。
そのため、本業務の実施にあたっては、来城者にとってより分かりやすいウェブサイトの画面・メニュー構成や、二条城の価値・魅力を発信するための創意工夫等、高い専門的技術や知識・経験が求められる。
以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとする。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。受託候補者選定委員会において、提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、評価点が高いことなどから委託契約先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「二条城公式ガイドブック」制作業務
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
平成30年 7 月 3 日
- 4 履行期間
平成30年 7 月 3 日から平成31年 3 月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町592 メディナ烏丸御池4階
株式会社リーフ・パブリケーションズ
- 6 契約金額（税込み）
10,800,000円
- 7 契約内容
二条城の魅力、歴史及び文化等を写真や文書で紹介する「二条城公式ガイドブック」の版下データの制作
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
二条城は、世界遺産・国指定の史跡であるとともに、入城者が年間200万人を超える京都を代表する文化観光施設である。
本業務の実施にあたっては、二条城の価値・魅力を最大限に伝えるための原稿・デザインへの創意工夫など、出版物の制作に対する高い見識や経験等が求められる。
以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとする。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。受託候補者選定委員会において、提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、評価点が高いことなどから委託契約先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「世界遺産・二条城ウエディング」企画運営業務
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
平成30年 5 月 7 日
- 4 履行期間
平成30年 5 月 7 日から平成32年 3 月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京上合町57番地
株式会社タガヤ
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 49,800,000円
- 7 契約内容
「世界遺産・二条城ウエディング」の運営，広報，問合せ窓口の開設及び対応，挙式等の募集・実施等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は，世界遺産・国指定の史跡であるとともに，入城者が年間200万人を超える京都を代表する文化観光施設である二条城において，ウエディングを実施するものである。
本業務の実施にあたっては，婚礼サービスの専門的な知識やノウハウ，経験等が求められることから，単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため，随意契約によることとする。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。受託候補者選定委員会において，提案者に対するヒアリングを実施し，あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果，評価点が高いことなどから委託契約先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
区役所・支所の構内電話設備の保守管理業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社京都支店
- 6 契約金額（税込み）
9,373,320円
- 7 契約内容
区役所・支所の構内電話設備の保守
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
区役所・支所の構内電話設備については、リース契約を行っている設備と本市所有の設備があり、両設備については、相互に密接な関連を持っている。電話設備については、障害発生時において、速やかに故障発生箇所を特定し、復旧及びその対策を講じなければならないため、一連の機器として保守管理を行う必要がある。
また、リース契約を行っている設備のシステムの構築については、契約相手である西日本電信電話株式会社が行っている。
したがって、電話設備に何らかの障害が発生した際に、迅速な故障部位の特定や責任の明確化のためには、西日本電信電話株式会社以外では対応できないため、西日本電信電話株式会社を委託先として選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市民窓口システムハードウェア及びプログラムプロダクト保守
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
市民窓口システムハードウェア及びプログラムプロダクト保守コンソーシアム
代表企業住所 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表企業名 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,553,600円
- 7 契約内容
対象製品に不時の故障が発生したとき，SEサポート契約の提供者と連携をとり，原因究明及び障害復旧に向けた作業を行い，実施した内容について報告を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市民窓口システムは，日本電気株式会社が開発した本市独自の仕様によるシステムであるため，当該システムの技術的知識を有し，保守管理業務を行えるのは日本電気株式会社に限られる。
ただし，当該保守業務の履行に当たっては，日本電気株式会社がNECフィールディング株式会社と共同して契約を履行するとしていることから，電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン第3項第2号の規定により，日本電気株式会社及びNECフィールディング株式会社により結成されたコンソーシアムと契約を締結することとした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システム 運用保守業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
戸籍システム 運用保守業務委託コンソーシアム
代表企業住所 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表企業名 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,580,000円
- 7 契約内容
本市と受託者で以下の作業を分担し、実施する。
 - (1) 戸籍システム日次ジョブ確認（ハードウェア）
 - (2) 戸籍システム日次ジョブ確認（システム）
 - (3) ウイルス定義ファイル更新
 - (4) バックアップ用LTO交換
 - (5) 緊急対応
 - (6) 問合せQA集の作成
 - (7) 外字作成
 - (8) 外字更新
 - (9) 住所辞書更新
 - (10) 役場便覧更新
 - (11) 通り名辞書更新
 - (12) 定期システム更新
 - (13) 越年処理
 - (14) 年度処理
 - (15) 停電対応
 - (16) 作業状況報告
 - (17) 問合せ対応
 - (18) 障害対応
 - (19) 資料改修

(20) システム設定変更

8 随意契約の理由

戸籍システム（REPROS-X）は日本電気株式会社が構築しており、システム仕様等の詳細情報は同社しか保持していないこと及びNECソリューションイノベータ株式会社は、戸籍システムをはじめとする日本電気株式会社が構築した数多くのシステムの運用保守実績があり、運用体制も確立させていることから、両社で形成されるコンソーシアムを相手方とした。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システム パッケージ保守
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
25,437,240円
- 7 契約内容
戸籍システムの標準パッケージ（プログラムが収容された電子媒体）の継続的な提供を目的として、以下（1）～（4）の保守業務を実施する。
（1）機能強化対応
（2）不具合対応
（3）法改正対応
（4）その他
- 8 随意契約の理由
戸籍システム（REPROS-X）は日本電気株式会社が構築しており、システム仕様等の詳細情報は同社しか保持していないことから、当該システムの保守や機能強化を行えるのは日本電気株式会社に限られるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システム サポートセンター業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
戸籍システム サポートセンター業務委託コンソーシアム
代表企業住所 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表企業名 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,318,000円
- 7 契約内容
戸籍システムの円滑な運用支援（端末操作に関する問合せへの回答等）の重要な拠点として、「戸籍専用サポートセンター」を設置し、電算化後の戸籍事務に支障を来さない体制を構築する。
- 8 随意契約の理由
戸籍システム（REPROS-X）は日本電気株式会社が構築しており、システム仕様等の詳細情報は同社しか保持していないこと及びREPROS-Xの操作方法に関する問合せに対応できるサポートセンターを設置している業者が、株式会社アイアールシー・データ・プロ・テクニカ以外にないことから、両社で形成されるコンソーシアムを相手方とした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市民しんぶん等配布委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通竹屋町上ル大文字町238番地
株式会社デリバリーサービス
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）9,723,499円
- 7 契約内容
広報物（市民しんぶん全市版・区民版，ポスター，パンフレット，チラシ，選挙公報）を市政協力委員へ配布する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市政協力委員の改選時期（4～6月）には，市民しんぶん等受渡時にも配送先の変更や受渡方法の指示等が頻繁に行われるため，配布業者にも柔軟な対応が求められる。業務に不慣れな新規の業者では，市政協力委員とのトラブルや市民しんぶんの配送を発行日までに完了できない等のケースが発生する恐れがあることから，配送業務が混乱する可能性のある市政協力委員の改選時期においては，業務に精通している平成29年度配送委託業者と契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
平成29年度の配送委託業者であり，業務に精通しているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」における人権啓発事業等実施業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局 くらし安全推進部 人権文化推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野北舟岡町44番地3
特定非営利活動法人 くらしネット21
- 6 契約金額（税込み）
7,253,000円
- 7 契約内容
京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」において実施する平成30年度人権啓発事業として、次の事項を委託する。
 - (1) 資料展示業務
 - (2) 来館者対応業務
 - (3) 歴史的資料等の調査・収集等業務
 - (4) 人権研修業務
 - (5) 日常管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託業務については、資料展示、来館者対応及び日常管理業務といった定型的な業務はもとより、千本地域に関する歴史的資料等の調査・収集、来館者への展示内容の説明や研修等についても、その内容としている。

よって、委託先を選定するに当たっては、同和問題等の様々な人権課題についての理解に加え、千本地域の歴史、まちの変遷やまちづくり運動の歩み等についての相当程度の専門的な知識を有し、確実に業務を遂行できるか否かで判断する必要があるが、これに該当するのは、千本地域におけるまちづくり事業と併せ、地域住民の生活と人権を守る取組をしている、特定非営利活動法人くらしネット21以外に適当な者がいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記委託先と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他
特になし

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」における人権啓発事業等実施業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局 くらし安全推進部 人権文化推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区郷之町139番地
特定非営利活動法人 崇仁まちづくりの会
- 6 契約金額（税込み）
7, 171, 000円
- 7 契約内容
京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」において実施する平成30年度人権啓発事業として、次の事項を委託する。
 - (1) 資料展示業務
 - (2) 来館者対応業務
 - (3) 歴史的資料等の調査・収集等業務
 - (4) 人権研修業務
 - (5) 日常管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託業務については、資料展示、来館者対応及び日常管理業務といった定型的な業務はもとより、崇仁地域に関する歴史的資料等の調査・収集、来館者への展示内容の説明や研修等についても、その内容としている。

よって、委託先を選定するに当たっては、同和問題等の様々な人権課題についての理解に加え、崇仁地域の歴史、まちの変遷やまちづくり運動の歩み等についての相当程度の専門的な知識を有し、確実に業務を遂行できるか否かで判断する必要があるが、これに該当するのは、崇仁地域におけるまちづくり事業と併せ、地域住民の生活と人権を守る取組をしている、特定非営利活動法人崇仁まちづくりの会以外に適当な者がいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記委託先と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他
特になし

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度消費生活総合センター事務室賃借料
- 2 担当所属名
文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区平野町四丁目1番2号
大阪ガス都市開発株式会社
- 6 契約金額（税込み）
27,970,272円
- 7 契約内容
事務室賃貸借
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市内中心に位置し、市営地下鉄烏丸線と東西線が交差する烏丸御池駅に直結した物件であり、ワンフロアで業務上必要な賃借面積を確保でき、市民の利便性を考慮した結果、最適な場所にあると考えるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市民法律相談事業委託
- 2 担当所属名
文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区富小路通丸太町下る柵屋町1番地
京都弁護士会
- 6 契約金額（税込み）
26,855,820円
- 7 契約内容
京都市民法律相談事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務の実施に当たっては、本市が指定した日に、複数の弁護士を相談員として配置する必要があるが、同一日における多数の弁護士の動員が可能であるとともに、担当弁護士が従事できないなどの突発的な事故が生じた場合であっても、代替弁護士の確保を確実にできる契約の相手方は京都弁護士会のみであることから、競争入札に適さない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都アクアリーナメインプール水深調整設備点検整備
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成30年5月11日
- 4 履行期間
平成30年5月12日から平成30年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号
三菱重工機械システム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,260,000円
- 7 契約内容
京都アクアリーナメインプール水深調整設備点検整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
メインプールに設置している水深調整設備は、三菱重工機械システム製であり、また、各種制御機器と連携して動いているため、整備後は他の機器との連動も確認しながら、正常に稼働しているか確認する必要があることから、本件委託契約を履行するに当たっては、当該機器のシステム構成を熟知しているものでなければ本契約を履行できないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都アクアリーナメインプール系統ろ過設備点検整備
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成30年8月1日
- 4 履行期間
平成30年8月2日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区南森町1丁目4番10号
株式会社 水処理管理センター
- 6 契約金額（税込み）
29,916,000円
- 7 契約内容
京都アクアリーナメインプール系統ろ過設備点検整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
メインプール系統のろ過機については、ろ過機本体の他、各種ポンプ類やオゾン発生装置等各種機器と連動し、自動制御されている。当該機器を点検整備するに当たっては、ろ過装置本体や全体の自動制御プログラムとの連携状態を正確に確認できなければ行うことができないため、システム構成を熟知しているものでなければ契約の目的を達成できない。また、今回入替えを行うろ材についても、その性能に合わせて本体の大きさが計算されており、他の製品では水質を維持できる保証が無いため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都アクアリーナメインプールタッチプレート点検整備
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成30年8月10日
- 4 履行期間
平成30年8月10日から平成31年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区南船場2-7-26
セイコータイムシステム株式会社大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
7,253,280円
- 7 契約内容
京都アクアリーナメインプールタッチプレート点検整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
アクアリーナの水泳競技システムは、セイコータイムシステム株式会社製である。点検整備を行うに当たっては、本件機器の構成を熟知する製造メーカー以外では本件契約の目的を達成できないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都アクアリーナ飛込プール系統ろ過設備等点検整備
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成30年8月28日
- 4 履行期間
平成30年8月29日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区南森町1丁目4番10号
株式会社 水処理管理センター
- 6 契約金額（税込み）
16,416,000円
- 7 契約内容
京都アクアリーナ飛込プール系統ろ過設備等点検整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
飛込プール系統のろ過機については、ろ過機本体の他、各種ポンプ類やオゾン発生装置等各種機器と連動し、自動制御されている。当該機器を点検整備するに当たっては、ろ過装置本体や全体の自動制御プログラムとの連携状態を正確に確認できなければ行うことができないため、システム構成を熟知している者でなければ契約の目的を達成できない。また、今回入替え行いうろ材についても、ろ材の性能に合わせて本体の大きさが計算されており、他の製品では水質を維持できる保証が無いため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
宇治川公園堆積土搬出業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成30年5月18日
- 4 履行期間
平成30年5月19日から平成30年6月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区向島吹田河原町2番地
株式会社玉井造園
- 6 契約金額（税込み）
8,980,200円（税込）
- 7 契約内容
宇治川公園堆積土の搬出
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
取水期及び台風シーズンの到来に備え、仮設トイレ等の宇治川公園への設置物の状態を確認しに行ったところ、グラウンドの脇に土砂（川砂）が堆積しているのを発見した。河川増水時には、当該堆積土が河川の流れを阻害し、氾濫を引き起こす原因となる可能性があることから、取水期や台風シーズンが到来する前に、土質調査確認（処分するために必要な手続）及び搬出处分を行う必要があり、一般競争入札に付す期間がないため、緊急随意契約するものである。（搬出处分等の作業期間は約10日）
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
緊急対応の必要により一般競争入札に付することができなかつたため、見積合わせにより契約の相手方を選定することとし、京都市競争入札参加有資格者名簿から3社選定し、見積書の提出を受けた。その中で株式会社玉井造園が最も低い金額を提示したため、契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西京極総合運動公園 1 号ポンプ更新業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成 30 年 6 月 12 日
- 4 履行期間
平成 30 年 6 月 13 日から平成 30 年 10 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区吉祥院池ノ内町 1 番地
明和管工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9, 520, 200 円（税込）
- 7 契約内容
西京極総合運動公園 1 号ポンプの更新
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
1 号ポンプは、陸上競技場兼球技場での散水等に送水するためのポンプであり、故障したことにより、天然芝の育成等に支障をきたし、サッカーや陸上競技の開催に影響を及ぼす危険がある。現在、予備の 3 号ポンプにて対応しているが、当該ポンプも同時期に整備したもので、1 号ポンプと同様に老朽化による故障の危険性を抱えており、これが故障するとフィールド内の天然芝等の維持管理が完全にできなくなる。
以上のことから、1 号ポンプを更新し、早急に 2 系統の散水設備を復旧・確保する必要があるため、緊急随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号
- 10 契約の相手方の選定理由
緊急対応の必要により一般競争入札に付することができなかつたため、見積合わせにより契約の相手方を選定することとし、京都市競争入札参加有資格者名簿から 3 社選定し、見積書の提出を受けた。その中で明和管工業株式会社が最も低い金額を提示したため、契約の相手方として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市公園施設（運動施設等）長寿命化計画策定業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成30年7月23日
- 4 履行期間
平成30年7月24日から平成31年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル
応用技術株式会社
- 6 契約金額（税込み）
44,820,000円（税込）
- 7 契約内容
京都市公園施設（運動施設等）長寿命化計画策定
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は、「京都市公園施設（運動施設等）長寿命化計画策定業務委託」について、プロポーザル方式による発注手続きを進めていたが、応札者がなく、不成立となった。改めて見積徴収を複数社に行ったところ、「応用技術株式会社」からのみ見積書の提出があった。再度プロポーザルを実施した場合、調査に必要な工期を確保できないため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
緊急対応の必要により一般競争入札に付することができなかったため、見積合わせにより契約の相手方を選定することとし、京都市競争入札参加有資格者名簿から3社選定し、見積書の提出を受けた。その中で応用技術株式会社が最も低い金額を提示したため、契約の相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市ドメスティック・バイオレンス（DV）相談支援センターの業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区山ノ内宮脇町9
社会福祉法人 宏量福社会
- 6 契約金額（税込み）
40,000,000円
- 7 契約内容
京都市DV相談支援センターにおける相談・支援業務を行う。
- 8 随意契約の理由
京都市DV相談支援センター（以下「DVセンター」という。）における相談・支援業務は、DV被害者の支援という福祉的専門知識が求められるとともに、DV被害者が自立するための継続的な支援を行うため、DV被害者と相談員が信頼関係を築くことが重要である。委託先の相談員についてはDVセンターの開所以降、DV被害者と信頼関係を構築し、DV被害者への相談・支援業務を行っており、今後も継続的な支援を行うため、契約の相手方を競争入札により決定することには適さない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該事業について、実績を有する団体は委託先しかない。また、DV被害者の支援については、相談員と信頼関係を築き、継続的な支援を行っていくことが重要であり、委託先についてはその信頼関係が築かれている。